

資料2  
(R2.8.27 推進委員会)

# 第三次下野市男女共同参画プラン素案 事業一覧

令和2年8月27日

下野市

## 第3次下野市男女共同参画プラン 事業一覧

### 基本目標 I あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり

#### 施策の方向 I - 1 男女が共に働き続けられる職場づくりへの支援

##### ▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	均等な雇用機会と待遇の確保	雇用機会や待遇における男女平等の確保のため、「男女雇用機会均等法」などの勤労に関わる法と制度の定着が図られるよう、企業等への普及・啓発を図ります。	
		主な事業	担当課
		企業や事業主等への「男女雇用機会均等法」の周知	市民協働推進課 商工観光課
		ハローワーク等との連携による相談対応	商工観光課
2	男女の能力が活かせる職場環境の整備	意欲ある男女がその能力を十分に活かせる職場環境の整備を促進するため、企業や事業主等に対する情報提供・啓発活動に努めるとともに、各種表彰制度や認定制度の取得に向けた支援を行います。	
		主な事業	担当課
		職場における慣習的な男女差別意識改善のための啓発活動の推進	市民協働推進課 商工観光課
		両立支援推進のための助成金制度等の情報提供	商工観光課
		ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業所の認定	市民協働推進課

No	施策	施策内容	
3	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市民への普及・啓発	市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や具体的な取組方法等についてわかりやすく情報提供するセミナーの開催や事例紹介を行います。	
		主な事業	担当課
		ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー・講座等の実施	市民協働推進課
		働く人や企業・事業主に対する仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しについての普及・啓発	商工観光課
		ワーク・ライフ・バランスの取組事例の紹介	市民協働推進課
4	農業・商工自営業におけるパートナーシップの促進	農業や商工自営業における慣習的な性別役割分担意識の改善と、女性の地位や収入の確保を図るための啓発活動、研修の実施および相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		女性の地位向上や収入の確保を図るための啓発活動、研修・相談の実施	農政課 商工観光課
		農業者世帯における家族経営協定の締結の普及促進	農業委員会
5	女性のチャレンジ・再チャレンジへの支援	就労や地域での活躍など、女性がいつまでもチャレンジできる環境を整えるため、キャリアアップのための情報提供を行うとともに、就業に関する相談事業を実施します。	
		主な事業	担当課
		ハローワークのマザーズコーナー等との連携による女性の就業支援の実施	商工観光課
		女性起業家創業資金制度を活用した女性の起業に向けた支援	商工観光課

施策の方向 I - 2 意思決定の場への女性の参画拡大

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	政策決定への男女共同参画の促進	女性の視点を反映させ、市の政策や方針決定の過程への男女共同参画を推進するため、審議会・委員会等への女性委員の登用を促進します。また、市職員の管理職等についても、公正・公平な能力評価により積極的に女性の登用を図ります。	
		主な事業	担当課
		審議会・委員会等への女性参画比率目標の設定による女性登用の促進	市民協働推進課
2	企業や団体における方針決定への男女共同参画の促進	職場内での固定的な性別役割分担意識の改善や企業を支える貴重な人材として女性の能力の適切な評価に基づき、方針決定の過程への男女共同参画が図られるよう、ポジティブアクションの実施について企業や団体への啓発活動を推進します。	
		主な事業	担当課
		企業や団体における男女共同参画促進のための啓発	市民協働推進課 商工観光課
		ポジティブアクションの実施に向けた啓発	市民協働推進課 商工観光課
3	地域活動での方針決定への男女共同参画の促進	地域活動やボランティア活動などの方針決定に際して、男女共同参画を促進するための啓発活動を推進するとともに、女性もリーダーとして積極的に参画できるよう情報や研修の機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		若手女性リーダーの養成・研修機会の提供	生涯学習文化課
		自治会を対象とした出前講座の実施と周知	市民協働推進課
4	農業・商工自営業における経営への男女共同参画の促進	農業や商工自営業における経営方針決定等への女性の参画を促進するため、各種研修会の実施や交流・情報交換の機会づくりなどを積極的に推進します。	
		主な事業	担当課
		農業や商工自営業経営への男女共同参画に関する研修会の実施や意識改革のための啓発活動	農業委員会 農政課

基本目標Ⅱ **だれもが活躍できる社会**を支える基盤づくり

施策の方向Ⅱ-1 男女の活躍を支える子育て支援サービスの充実

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	子育て支援事業の充実	共働きや核家族の増加、多様な就業形態に対応しつつ、次代を担う子どもたちを健やかに育てていくため、ニーズに対応した子育て支援事業の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		民間で組織・運営している保育所や学童保育に対する支援	こども福祉課
		低年齢児童の受け入れ態勢の充実	こども福祉課
		学童保育、障がい児保育など、多様なニーズに対応した保育事業等の促進	こども福祉課
		ファミリー・サポート・センター事業の充実	こども福祉課
2	子育てに関する情報提供・相談体制の充実	市で実施している子育て支援事業が必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		子育てに関する情報の発信	こども福祉課 健康増進課
		地域子育て支援センター、児童館、 <b>子育て世代包括支援センター「ふわり」</b> 等における相談体制の充実	こども福祉課 健康増進課
利用者支援事業の実施	こども福祉課		
3	父親参加の子育てに向けた支援の推進	子育てにおける男性の参加を促進するため、男性の意識改革を促進するとともに、両親共に参加する講座を提供し、家庭内の子育て環境づくりを支援します。	
		主な事業	担当課
		父子手帳の配布と活用による意識啓発の推進	健康増進課
		両親学級、子育て支援講座等への父親参加の促進	健康増進課 生涯学習文化課
「育児・介護休業法」や「育児・介護休業制度」等の周知	市民協働推進課 健康増進課		

施策の方向Ⅱ-2 男女の活躍を支える介護サービスの充実

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	介護・介助者の負担軽減のための支援の充実	自宅で介護・介助に携わる人の負担の軽減を図るため、介護・介助の仕方を学ぶ教室を開催するとともに、様々なサービスの提供に努めます。	
		主な事業	担当課
		家族介護支援事業（ほっと介護教室・介護者交流会等）の実施	高齢福祉課
		高齢者福祉サービス、介護保険サービスの提供	高齢福祉課
		家族支援（交流会、学習機会の提供等）の実施	社会福祉課
		障害福祉サービス等の提供	社会福祉課
2	介護・介助に関する情報提供・相談体制の充実	市で実施している介護サービスや障害支援サービスが必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		介護サービス等に関する情報の発信	高齢福祉課
		地域包括支援センター等における相談体制の充実	高齢福祉課
		障害福祉サービス等に関する情報の発信	社会福祉課
障がい者相談支援センター等における相談体制の充実	社会福祉課		

施策の方向Ⅱ-3 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	ひとり親家庭や生活困窮者等に対する支援の充実	ひとり親家庭や貧困など、生活上の困難に直面する男女に対し、国や県との連携のもと、情報の提供や相談を行うとともに、就労・学習などの機会を提供するなど、自立に向けた支援を行います。	
		主な事業	担当課
		ひとり親家庭に対する相談体制の充実	こども福祉課
		ひとり親家庭に対する就労支援の実施	こども福祉課
		生活困窮者に対する相談体制の充実	社会福祉課
2	高齢者が安心して暮らせる環境の整備	高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、介護予防に取り組むとともに、生きがいを持って活躍できるよう、就業機会や社会活動への参加機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		介護予防事業の充実	高齢福祉課
		シルバー人材センターやハローワーク等と連携した高齢者の就労機会の充実	高齢福祉課 商工観光課
		高齢者の社会活動への参加機会の充実	生涯学習文化課
3	障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備	障がいのある人が家庭や地域で安心して暮らせるよう、就業の機会や社会活動への参加機会を提供します。	
		主な事業	担当課
		障がい者の就労機会の確保と充実	社会福祉課 商工観光課
		障がいのある人の社会活動への参加機会の充実	社会福祉課
		障害者差別解消支援地域協議会の設置による相談体制の整備	社会福祉課
4	外国人が安心して暮らせる環境の整備	市内で生活する外国人に対し、文化・言語・価値観の違いにより困難を抱えることがないように、情報提供体制や支援体制を充実します。	
		主な事業	担当課
		多言語による情報提供の充実	市民協働推進課
		日本語教室の実施	市民協働推進課

No	施策	施策内容	
5	性同一性障がい者等が安心して暮らせる環境の整備	性同一性障がい者等が地域で安心して暮らしていけるよう、様々な機会を通じて啓発に努めるとともに、あらゆる場において配慮した対応を行います。	
		主な事業	担当課
		性同一性障がい等に関する啓発、情報・学習機会の提供	市民協働推進課
		窓口業務等における性同一性障がい者等に配慮した対応の実施	市民課

#### 施策の方向Ⅱ-4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援

##### ▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	生涯にわたる女性の健康管理・母子保健医療等の充実	母性の保護や生涯にわたる女性の健康・健全な生活の確保のため、女性特有の症状や病気、性に関する病気等に対応した知識の普及や健康診査、母子保健医療等の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		骨粗しょう症や更年期障害、子宮がんや乳がんなど、女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の正しい知識の普及	健康増進課
		女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の健康診査の充実	健康増進課
		女性に特有の症状・病気、性に関する病気等の健康相談・助成体制等の充実	健康増進課
		妊産婦に対する健康診査や健康教育・指導など、母子保健対策・助成等の支援体制の充実	健康増進課
2	健康診査および保健指導の充実	男女に関わらず、生涯を通じて健康を保持できるよう、健康診査の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		特定健診・特定保健指導の実施	健康増進課 市民課
		ヤング健診の実施	健康増進課
		ライフステージに合わせた保健指導の実施	健康増進課

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

### 施策の方向Ⅲ-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり

#### ▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	男女平等を推進する学校教育の推進	男女がそれぞれの個性を活かしながら、能力をのばし、相互に理解しあえる人間の育成をめざす教育を推進するため、各教科や特別活動等をとおして、男女が互いに協力し尊重し合う態度を養うとともに、適切な指導が可能となるよう教職員に対する啓発を進めます。	
		主な事業	担当課
		性別にとらわれないキャリア教育の実施	学校教育課
		男女が家庭生活を営むために必要な知識・技能等を習得する家庭科教育の推進	学校教育課
		教職員の資質の向上を図るための研修の実施	学校教育課
	学校における教職員の男女平等の推進	学校教育課	
2	男女共同参画に関する情報提供、啓発活動の推進	男女共同参画の正しい理解を促すため、様々な機会を活用した情報提供や啓発イベント、講座などの意識啓発の機会を設けるとともに、市民との協働による啓発事業などの取組を展開します。	
		主な事業	担当課
		男女共同参画に関するフォーラム・セミナー等の開催	市民協働推進課
		広報、ホームページ、パンフレット等による啓発	市民協働推進課
		男女共同参画週間を活用した啓発活動の実施	市民協働推進課
	市民の意識調査の定期的な実施	市民協働推進課	

No	施策	施策内容	
3	あらゆるメディアにおける人権を尊重した表現等の定着化の促進	映像や書物、インターネット等メディア上の表現について、身近な社会生活の上からも厳しい目で判断・選択し、人権を尊重した表現等の定着化を促進するため、学習機会や啓発活動を推進します。	
		主な事業	担当課
		メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供や啓発活動の推進	学校教育課 市民協働推進課
		公的刊行物や庁内文書に関する不適切な表現の積極的是正と、遵守すべき基準の周知	総合政策課 全課

### 施策の方向Ⅲ-2 人権と性の尊重意識の醸成

#### ▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	人権と性の尊重意識の醸成	市民が人権や性に対する正しい理解と意識を持てるよう、小中学生に対する性に関する正しい教育を実施するとともに、広く一般市民に対する人権意識を啓発する事業を展開します。	
		主な事業	担当課
		人権や性の尊重に関する学習機会の充実	学校教育課 生涯学習文化課
		発達段階に応じた性教育の充実	学校教育課
2	性差を理解するための教育・啓発の推進	性差を理解し、正しい知識を持つことで、互いを尊重し自らの行動を決めることができるよう、啓発活動を推進します。	
		主な事業	担当課
		リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発	健康増進課
		男女の性差を理解するための学習・啓発活動の充実	健康増進課

施策の方向Ⅲ-3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	地域活動への男女共同参画の促進	男女が共に地域活動やボランティア活動、PTA活動などに参画できるよう、意識・環境づくりを進めます。	
		主な事業	担当課
		地域活動における性別役割分担の見直しの促進	市民協働推進課
2	団体活動の支援と連携の促進	男女が共に自己実現を果たすため、団体活動を支援するとともに、団体間の更なる連携を促進します。	
		主な事業	担当課
		女性の自主的活動の支援と団体間の連携支援	生涯学習文化課
3	男女が共に参画する安全な地域社会づくり	地域の防災・防犯活動が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女双方の参画が促進されるよう、働きかけます。	
		主な事業	担当課
		自主防災組織への参画	安全安心課
4	男女の自立を支える学習機会の充実	家庭や地域における固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、男女が共に協力し、自立できる社会づくりをめざし、各種教育・学習機会の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		男性の生活習慣自立等のための講座等の実施	健康増進課 生涯学習文化課
		女性の学習のための講座等の実施	生涯学習文化課
		生涯学習・啓発のための冊子・パンフットの発行	生涯学習文化課

## 基本目標Ⅳ あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり

### 施策の方向Ⅳ-1 あらゆる暴力の防止の意識づくり

#### ▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	家庭、地域、職場、学校におけるDV防止啓発の充実	市民がDVに関する正しい理解と知識を習得できるよう、様々な場においてDVに関する広報・啓発の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		広報紙やホームページ、チラシなどを利用した啓発	市民協働推進課
		DV防止に関する啓発リーフレットの作成、関係機関への配布	市民協働推進課
		地域の組織、団体への啓発活動	市民協働推進課
		デートDVの防止に向けた啓発	市民協働推進課
2	若年層を対象としたストーカー等防止に向けた啓発の充実	JKビジネス、ストーカー等のあらゆる形態の暴力に対する啓発を行うとともに、防犯意識の向上を図ります。	
		主な事業	担当課
		JKビジネスの防止に向けた啓発	市民協働推進課
		ストーカーの防止に向けた警察との連携	安全安心課
		地域防犯活動への参画	安全安心課
3	あらゆるハラスメント等の防止のための労使双方への啓発・情報提供	職場や地域等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメントを防止し、差別意識や無意識な慣習に根ざす肉体的・精神的な全ての暴力の根絶を目指し、意識改革のための啓発活動を推進します。	
		主な事業	担当課
		あらゆるハラスメントの防止のための労使双方への啓発・情報提供	市民協働推進課

## 施策の方向IV-2 DV被害者の支援体制づくり

### ▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	相談窓口の周知	広報紙、市ホームページ、メール配信等様々な媒体を活用して相談窓口を広く周知します。	
		主な事業	担当課
		DV防止啓発カードを利用した周知	市民協働推進課
		広報紙、市ホームページを利用した周知	こども福祉課
2	相談対応の向上	相談員及び担当職員は、各種研修へ積極的に参加して、相談技術の向上や専門知識の習得を図ります。	
		主な事業	担当課
		相談員の研修会等への参加促進	こども福祉課
3	一時保護者への支援	とちぎ男女共同参画センター（一時保護所）まで同行するとともに、助言を行い、速やかな一時保護につなげます。	
		主な事業	担当課
		関係機関と連携した被害者の安全確保	こども福祉課
4	被害者の生活再建に向けた支援	被害者の生活実態を把握したうえで、生活資金や健康保険の取扱い、住所の変更等について、関係課と連携し、迅速・円滑に対応します。また、自立した生活を目指す被害者に対し、ハローワーク等と連携を取りながら、就業活動に必要な情報の提供や自立に向けた支援を行います。	
		主な事業	担当課
		被害者及び同伴児童の状況把握・関係課との連携	こども福祉課 (全課)
		生活扶助等の支援の実施	社会福祉課
		住民基本台帳事務等における支援措置	市民課
		被害者の就労に向けた支援	こども福祉課
5	被害者の子どもへの対応	子どもを伴う被害者に対しては、保健師等の専門職と連携して安全確保、心のケアに努めます。	
		主な事業	担当課
		面接時の子どもへの配慮	こども福祉課
		就園時における児童の状況把握	こども福祉課
		区域外就学に際しての配慮	学校教育課

施策の方向IV-3 DV対策の推進体制づくり

▼市の取組

No	施策	施策内容	
1	配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討	配偶者暴力相談支援センター設置に向け、情報収集を行い、内容の充実を図ります。	
		主な事業	担当課
		近隣の配偶者暴力相談支援センターとの連携、情報収集	こども福祉課
2	関係機関との連携体制の整備	関係機関との連携を取り、定期的な会議・研修の開催を通じてDV防止のためのネットワークを構築し、市全体でDV対策を推進します。	
		主な事業	担当課
		下野市要保護児童対策地域協議会代表者会議等との連携	市民協働推進課 (全課)

計画体系の比較表

■第二次下野市男女共同参画プラン体系

将来像	基本目標	施策の方向
心豊かな社会の理解を促進し、尊重する下野市	I あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり	1 男女が共に働き続けられる職場づくりへの支援
		2 意思決定の場への女性の参画拡大
		3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援
	II 女性の活躍を支える基盤づくり	1 男女の活躍を支える子育て支援サービスの充実
		2 男女の活躍を支える介護サービスの充実
		3 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備
		4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援
	III 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり
		2 男女間のあらゆる暴力の根絶
		3 国際的な視点からの男女共同参画の推進

■第三次下野市男女共同参画プラン体系（案）

将来像	基本目標	施策の方向	変更箇所	
推進委員会意見を踏まえ検討	I あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり	1 男女が共に働き続けられる職場づくりへの支援		
		2 意思決定の場への女性の参画拡大		
		1 男女の活躍を支える子育て支援サービスの充実		
	II <u>だれもが活躍できる社会を支える基盤づくり</u> ★名称の変更	2 男女の活躍を支える介護サービスの充実	2 男女の活躍を支える介護サービスの充実	社会のあらゆる場における活躍は男女ともに重視されるべきであり、施策には父親支援等男性に対する支援項目を含むため、名称の変更を行った。
		3 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	3 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	
		4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援	4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援	
		1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり	1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり	
	III 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	2 <u>人権と性の尊重意識の醸成</u>	2 <u>人権と性の尊重意識の醸成</u>	「II-4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援」、「III-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり」から施策を移動し新設。
		3 <u>男女が共に担う地域社会づくりへの支援</u>	3 <u>男女が共に担う地域社会づくりへの支援</u>	「I-3 男女が共に担う地域社会づくりへの支援」より移動。
		1 <u>あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり</u> ★DV防止計画の内容を含んだ基本目標の新設	1 <u>あらゆる暴力の防止の意識づくり</u>	DV防止計画を位置付けるにあたり、「III-2 男女間のあらゆる暴力の根絶」と「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」の内容を踏まえて新設。
		2 <u>DV被害者の支援体制づくり</u>	2 <u>DV被害者の支援体制づくり</u>	
		3 <u>DV対策の推進体制づくり</u>	3 <u>DV対策の推進体制づくり</u>	

【表の見方】

- ・「第二次下野市男女共同参画プラン体系」では、削除される部分と変更される部分を *斜字* で示しています。
- ・「第三次下野市男女共同参画プラン体系（案）」では、新規追加した部分と変更した部分に 下線 を付けています。

【基本目標についての変更点】

- ・「II 女性の活躍を支える基盤づくり」から「II だれもが活躍できる社会を支える基盤づくり」へと名称を変更しました。
- ・今回からDV防止計画を下野市男女共同参画プランに位置付けるため、現行のDV防止計画と第二次プランの「III-2 男女間のあらゆる暴力の根絶」の内容を含んだ基本目標「IV あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり」を新設しました。

【施策の内容についての変更点】

- ・第二次プランの「III-3 国際的な視点からの男女共同参画の推進」を削除しました。
- ・I-3にあった「男女が共に担う地域社会づくりへの支援」を第三次プランではIII-3へ移動しました。
- ・III-2には「2 人権と性の尊重意識の醸成」を新設しました。第二次プランの「II-4 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援」からリプロダクティブヘルス・ライツに関する施策、「III-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・機運づくり」から人権や性の尊重に関する啓発の施策を移動しています。